

大阪市規則第58号

通勤手当支給規則の一部を改正する規則

通勤手当支給規則（昭和44年大阪市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(支給単位期間)</p> <p>第3条 条例第12条第2項の市規則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) <u>自転車等及び条例第12条第3項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）</u> 1箇月</p> <p>[2 略]</p>	<p>(支給単位期間)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) <u>自転車等</u> 1箇月</p> <p>[2 同左]</p>
<p>第4条 支給単位期間（条例第12条第4項各号に掲げる額の合計額（以下「1箇月当たりの合計額」という。）が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次項、<u>第16条第3項</u>及び第4項並びに<u>第17条</u>において同じ。）は、<u>第16条第1項</u>の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>[2 略]</p>	<p>第4条 支給単位期間（条例第12条第2項各号に掲げる額の合計額（以下「1箇月当たりの合計額」という。）が55,000円を超える者の通勤手当に係る支給単位期間が複数ある場合にあつては、そのうち最も長い支給単位期間。次項、<u>第13条第3項</u>及び第4項並びに<u>第14条</u>において同じ。）は、<u>第13条第1項</u>の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。</p> <p>[2 同左]</p>

(自転車等の使用に係る手当額)

第9条 条例第12条第2項の自転車等の使用距離に応じて支給単位期間につき市規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（任期付職員等にあつては、支給単位期間にその者の任用の期間の始期又は終期が含まれる場合であつて、当該始期又は終期が月の中途であるときは、その額を基準とし、当該始期又は終期を考慮して総務局長が定める額）とする。ただし、条例第12条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員にあつては、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。

〔(1) 略〕

(2) 第2条第3号に掲げる職員のうちその者の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が2,000円（駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員（以下「駐車場等利用職員」という。）にあつては、その額に条例第12条第3項第1号に定める額を加算した額）未満である職員（前号に掲げる職員及び交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）

2,000円（駐車場等利用職員にあつては、その額に条例第12条第3項第1号に定める額を加算した額）と1箇月当たり

(自転車等の使用に係る手当額)

第9条 〔同左〕

〔(1) 同左〕

(2) 第2条第3号に掲げる職員のうちその者の運賃等相当額を支給単位期間の月数で除した額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が2,000円未満である職員（前号に掲げる職員及び交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。） 2,000円と1箇月当たりの運賃等相当額との差額に支給単位期間の月数を乗じて得た額

の運賃等相当額との差額に支給単位期間  
の月数を乗じて得た額

[2 略]

(駐車場等の要件)

第10条 条例第12条第3項の市規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 勤務場所の周辺又は第14条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路（第13条の規定による届出に係る経路と同一であるものに限る。）若しくはこれに準ずるものとして総務局長が認める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること

(2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自転車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと

(3) その利用について職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第10条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして総務局長が定める施設でないこと

2 前項に規定する要件を満たさない場合であつて、自転車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると総務局長が認めるときは、同項の

[2 同左]

[新設]

規定にかかわらず、総務局長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第11条 条例第12条第3項の市規則で定める職員は、第9条第1項第1号に掲げる職員以外の職員とする。

[新設]

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第12条 条例第12条第3項第1号の市規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円）とする。

[新設]

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によつて定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 総務局長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

(届出)

(届出)

第13条 職員は、次の各号のいずれかに該当

第10条 職員は、次の各号のいずれかに該当

するに至つた場合は、別に定める様式の通勤届によりその実情を速やかに、総務局長（教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員にあつては、教育長。次条及び第19条において同じ。）に届け出なければならない。

〔(1) 略〕

(2) 住居、通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたとき

〔(3) 略〕

(確認及び決定)

第14条 総務局長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を定期券の提示又は第10条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出を求める等の方法により確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(通勤手当の不支給)

第15条 〔略〕

(支給方法)

第16条 通勤手当の支給は、職員が新たに第2条の職員たる要件を具備するに至つた場合（新たに任期付職員等となつたことにより当該要件を具備するに至つた場合を除く。）においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき

するに至つた場合は、別に定める様式の通勤届によりその実情を速やかに、総務局長（教育委員会所管の学校（幼稚園を含む。）の職員にあつては、教育長。次条及び第16条において同じ。）に届け出なければならない。

〔(1) 同左〕

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたとき

〔(3) 同左〕

(確認及び決定)

第11条 総務局長は、職員から前条の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を定期券の提示を求める等の方法により確認し、その者に支給すべき通勤手当の額を決定し、又は改定しなければならない。

(通勤手当の不支給)

第12条 〔同左〕

(支給方法)

第13条 通勤手当の支給は、職員が新たに第2条の職員たる要件を具備するに至つた場合（新たに任期付職員等となつたことにより当該要件を具備するに至つた場合を除く。）においてはその事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき

は、その日の属する月) から、新たに任期付職員等となつたことにより当該要件を具備するに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は第2条の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第13条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

[2～5 略]

第17条 [略]

(返納の事由及び額等)

第18条 条例第12条第6項の市規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

[(1) 略]

(2) 通勤経路、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し、又は通勤のため負担する運賃等の額若しくは駐車場等の料金に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

は、その日の属する月) から、新たに任期付職員等となつたことにより当該要件を具備するに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、若しくは死亡した場合又は第2条の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはそれらの事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第10条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

[2～5 同左]

第14条 [同左]

(返納の事由及び額等)

第15条 条例第12条第4項の市規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

[(1) 同左]

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

<p>〔(3) 略〕</p> <p>2 条例第12条第6項の市規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>3 条例第12条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。</p> <p>(事後の確認)</p> <p><u>第19条</u> 総務局長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その通勤手当の支給状況が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の<u>提示若しくは第10条に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出</u>を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認しなければならない。</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第20条</u> 〔略〕</p>	<p>〔(3) 同左〕</p> <p>2 条例第12条第4項の市規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>3 条例第12条第4項の規定により職員に前2項に定める額を返納させるときは、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことがある。</p> <p>(事後の確認)</p> <p><u>第16条</u> 総務局長は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その通勤手当の支給状況が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の<u>提示</u>を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認しなければならない。</p> <p>(施行の細目)</p> <p><u>第17条</u> 〔同左〕</p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(施行日前から駐車場等を利用している職員の届出)

2 この規則の施行の前日から駐車場等（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和8年大阪市条例第19号）による改正後の職員の給与に関する条例（昭和31年大阪市条例第29号）第12条第3項に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより同日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、この規則による改正後の通勤手当支給規則第13条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

(臨時的任用職員の給与に関する規則の一部改正)

- 3 臨時的任用職員の給与に関する規則(平成4年大阪市規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給与の支給方法) 第5条 職員の給与の支給方法については、常勤職員の例による。この場合において、通勤手当支給規則第16条第1項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、同規則第17条第2項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。	(給与の支給方法) 第5条 職員の給与の支給方法については、常勤職員の例による。この場合において、通勤手当支給規則第13条第1項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、同規則第14条第2項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。

(教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則の一部改正)

- 4 教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の給与に関する規則(平成29年大阪市規則第64号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(給与の支給方法等) 第5条 職員の給与の支給方法及び減額については、常勤職員の例による。この場合において、通勤手当支給規則第16条第1項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、	(給与の支給方法等) 第5条 職員の給与の支給方法及び減額については、常勤職員の例による。この場合において、通勤手当支給規則第13条第1項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、

同規則第17条第2項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。

同規則第14条第2項中「任期付職員等」とあるのは「職員」と、「支給単位期間に係る最初の月の給料の支給日後」とあるのは「月の中途」と、「当該支給単位期間」とあるのは「当該始期の属する月を含む支給単位期間」と、「当該任用の期間の開始後速やかに」とあるのは「特別の事情のない限り、その月分の給料の支給日に」と読み替えるものとする。